

# 患者さん・ご家族のみなさんへ



## 医師による病状説明等の実施時間について

医師の長時間労働に伴う健康被害につきましては、全国的な社会問題となっており、当院においても医療の質を高く保ちつつ、持続的な医療を確保するため、厚生労働省の指導のもと、医師の働き方改革の取り組みが求められております。

### 患者さん及びご家族への 病状や手術等の説明は

平日の医師勤務時間内

**8:30～17:00**

に実施させていただきますので、  
何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

※ なお、病状の変化により説明が必要な場合は、  
これまでどおり随時対応させていただきます。

平成 30 年 10 月 病院長



日本赤十字社 さいたま赤十字病院  
Japanese Red Cross Society